

広島県告示第六百五十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和三年七月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

水口B地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		町		大字		字		地番	標柱番号
廿日市市		大野				水口	水口	七九三番二	標柱一号
						水口	裏ヶ嶽	一一二二九番一	標柱二号
						水口	八〇八番六地先里道敷	八一五番地先里道敷	標柱三号
						水口	七九一番五		標柱四号
						水口			標柱五号